

議案第42号

佐野市営住宅条例の改正について

佐野市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市営住宅条例の一部を改正する条例

佐野市営住宅条例（平成17年佐野市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度がa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度であるものがある場合

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

第6条第1項第3号ア中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合

第6条第1項に次の2号を加える。

(5) その者と同居しようとする者が、その者の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者を含む。）又は本市若しくは栃木県が実施するパートナーシップ宣誓制度により宣誓した相手方であること。

(6) その者が、単身で入居しようとしている場合においては、身体上

又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書に規定する者」を「前項第6号に掲げる条件」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の規定により承認を受けようとする者又はその者と引き続き同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

別表第1 金屋市営住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

入居者の資格等を改め、及び金屋市営住宅を廃止するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第42号参考資料

佐野市営住宅条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては、第1号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 21万4,000円</p> <p><u>(ア) 入居者又は同居者に次項第2号又は第4号に該当する者（同項第2号に該当する者については、同号イに掲げる障がいの種類にあつては同号イに定める障がいの程度のうち第1級又は第2級に該当する程度である者に、同号ウに掲げる障がいの種類にあつては同号ウに定める障がいの程度のうち1級又は2級の精神障がいの程度に相当する程度である者に限る。）がある場合</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては、第1号及び第4号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 21万4,000円</p> <p><u>(ア) 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度がa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度であるものがある場合</u></p> <p><u>a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>b 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u></p> <p><u>c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度</u></p>

(イ)～(エ) (略)

イ・ウ (略)

(4) (略)

2 前項の高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度がアからウまでに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障がい、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(イ) 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合

(ウ)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

(4) (略)

(5) その者と同居しようとする者が、その者の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者を含む。）又は本市若しくは栃木県が実施するパートナーシップ宣誓制度により宣誓した相手方であること。

(6) その者が、単身で入居しようとしている場合においては、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第6号に掲げる条件に該当するかどうかを判断

断しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居の承継)

第14条 (略)

2 第6条第1項第4号の規定は、前項の承認について準用する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	共同施設
(略)	(略)	(略)
金屋市営住宅	佐野市中町	
(略)	(略)	(略)

しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居の承継)

第14条 (略)

2 市長は、前項の規定により承認を受けようとする者又はその者と引き続き同居しようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	共同施設
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)